

翻
訳

台湾の法文化中の日本の要素

—— 司法の側面を例として ——

松 王
田
惠 泰
美 子 升
(訳)

- 一 始めに 台湾と日本の関係
- 二 日本が統治の際に導入した西洋由来の「異制」
- 三 台湾人が法院制度に通じ或いは受け入れるまでの橋渡し役
- 四 社会学習にのみよることの限界
- 五 戦後の台日法文化の継続的交流と今日への考察
- 六 結 語

一 始めに 台湾と日本の関係

今日台湾という共同体 (community) 地域としては台湾本島及び澎湖、金門、馬祖等の離島を含む) に住む台湾人と、日本の歴史との関わりは、集団によって異なる。一九四五年に中国が台湾・澎湖島を軍事接收した後、台湾省を設置して作り出した本省人と外省人という集団について言えば、前者は日本の半世紀の長きにわたる植民地統治を受けているが(一八九五年から一九四五年まで)、後者はそれがなく、それどころかしばらく前までは日本と八年間の激しい戦争を行っていたのである。実はここで本省人集団と分類された人たちは、さらに細かく分ける必要がある。その中の原住民族と、種族文化のうえでは漢族に属し、一七世紀以降台湾に移住を始めた福佬人・客家の両集団は、日本人との関係については、日本統治前及び日本統治時期において皆違がある¹⁾。特別であるのは一九四九年に中国が共産党の統治となったために大挙して台湾に渡ってきた外省人集団の中の、東北出身者であり、彼らは日本の作り上げた満州国の統治を経験しているの、日本との関係はおそらくその他の外省人集団と異なるであろう²⁾。近年のベトナム、インドネシア、中国(中華人民共和国)等の地からの新移民の、日本との関係或いは日本に対する印象にもまた違いがある。戦後台湾の政府側或いは主流となった歴史叙述は、ほぼその中の「東北出身でない外省人集団」の歴史経験だけに基づいて、「我々」と日本との関係を明らかにしようとしており、「我々」が必ずしも一つではないことを軽視していた。差異を強調するのは、分裂を「作り出す」ためではなく、既に存在する「分」の事実から向き合い、さらに相互尊重或いは相互賞讃というやり方で「合」して共存することを求め、そして台湾という共同体の文化全体に一層創造的な活力を具えさせることなのである。

上記のように定義する台湾及び台湾人の歴史を遡ると、台湾は最初はずかには原住民の法文化が存在しただけだった³⁾。日本と台湾が初めて接触した時は、今日すでに台湾文化中の重要な構成要素となっている「中国の要素」の開始点⁴⁾とかなり近い頃である。一二世紀の頃にはすでに漢民族の澎湖島への移住がみられ、中国の元朝政府は後に役所を設けたのであり⁵⁾、明朝(一三六八年から一六四四年まで)政府は鎖国政策を採つたため、澎湖島の官民を排除し、一六世紀の末になると澎湖島に軍事基地を設けた。しかし今の中国の東南部沿岸に住み、海外貿易に従事した漢民族の「海商集団」は、禁令を顧みず、澎湖島と中国政府がまだ統治をしていない台湾本島の沿岸に上陸し、拠点を築いた。もう一つには、およそ一五六〇年頃、今の日本に住む「海商集団」が貿易のためにまた台湾本島にきたのであり、一五九二年には長崎商人が日本の役所の許可を得て、基隆に事務所を設けた。翌年に豊臣秀吉が「高砂国」(即ち台湾)に朝貢を求める手紙を書いたが、「受け取り人」をどうしても見つけ出すことができなかった。一六一五年には徳川将軍が台湾を征服しようと考えたが、台風にあつて失敗した。しかし日本の商人はなお続けて台湾本島沿岸にやつて来て貿易を行ない、それは一六二四年にオランダ人が今の台南に植民地政府を立てても止むことはなく、一六三九年に徳川幕府が「鎖国」を命じ、海外活動を禁ずるまで続いた⁶⁾。

一九世紀の後半に、日本は再び台湾と関係をもつ。この時の日本は固有の文化の外に、すでに以前の中原(中華)文明を中心とした東アジア文明の影響を受けた頃(例えば七世紀の頃の唐風文化)とは異なり、積極的に西洋の近代欧米文明を取り入れていた。一八七四年に日本は西洋由来の国際法に基づいて、中国の清朝政府が台湾の「後山」地区を未だ管轄下においていないことを理由に、台湾本島南端の原住民部落に出兵した「牡丹社事件」を起こす。しかしこれはまだ序の口にすぎなかった。日本の台湾に対するより大きな衝撃は、日本が西洋から学んだ近代法制を携えて、一九世紀の末より開始した、五〇年の長きにわたる台湾、澎湖島の統治である。

二 日本が統治の際に導入した西洋由来の「異制」

一八九五年に日本の明治政府が国際法に基づいて締結した下関（中国側は「馬関」と呼んでいる）条約は、中国の清朝政府の手から台湾、澎湖島に対する主権を取得するものであった。当時の日本の法体制全体は、すでに大量に近代西洋法制を採用していたが、ただ日本の統治階層と一般人民が完全にこの法制のもつ文化的価値観を受け入れたとは思われない¹⁷。明治政府は植民地主義を内包する各種の政治上の考慮に基づいて、直ちに日本内地の法を完全に台湾に施行したわけではないが、しかしやはりすでもつ西洋式法制を枠組にして、当時の必要性に合致した台湾における法体制を作り出し、且つ台湾を日本帝国の政治上の目的に合わせるために、徐々に台湾を内地の法制に統一させる必要があった¹⁸。換言すれば、近代西洋式法制は、ここより外来の植民者の「国家法」の身分で、台湾に現われたのである。台湾への漢人の移民の一八六〇年代以降については、中国の清朝政府が西洋人に対して台湾の港を開放し、西洋文明との接触を始めたので、ある程度西洋人の近代型「公司」(company) 或いは保険の觀念が導入され¹⁹、またキリスト教に改宗した者となると、おそらくある程度西洋の法文明を基礎とした教会法の影響を受けたであろう¹⁰。しかしこれらはいずれも民間や非政府部門の法律活動において見られるだけで、当時の中国政府はまだ法制の西洋化は進めていなかったのである。

そこで日本人の台湾での統治は、当時の台湾人（台湾に住んでいる人）について言えば、これまで称していたところの「異族統治」であるのみならず、一つの「異制統治」でもある。一八九五年の日本が台湾の主権を取得した時をみれば、台湾、澎湖島の総人口の中、九割以上がいわゆる「本島人」であり、つまり中国大陸から移住した漢人（今はまた「華人」と称している）と、かなり漢化した原住民の平埔族であった。前者はすでに伝統の中華帝国国法（即ち中原地区の法制）を用いる政権の統治を数千年受けており、後者もまた中原政権の清朝統治を受けており、台湾での漢人との通婚或いは交流は二百年になっていた¹¹。もう一つは西洋の人文と歴史の文脈の下で発展してきたもので、特定の利益を特に好むこと或いは価値の選択に基づく「近代法」(modern law) と称しうる法規範の体系であり、彼らからすれば、当然「異制」である。この外当時の台湾の総人口の極わずかを占め、これまで清朝、その他の外部民族の統治を受けたことのない原住民にとっては、近代西洋法制もまた異類といえる。

日本の統治下では、前述のこの「異制」に属する国家法がいかに当時の台湾人の法生活を再形成し、そして日本統治の最終の後再び文化の伝播を通じて今日の台湾の法文化に影響を与えているかということが、まさに本稿が探究したい問題なのである。このため、まずこの「異制」の中味を簡単に述べ、次にこれまでの論述に基づいて、当時の新聞、書状、文学作品等の史料を用いて、当時の一般の台湾人がいかにそしてどの程度、それを受け入れて法生活の一部とし、文化の刷新現象を生み出していたのか、そして今日までそれを続けえたのかを検証したい。この文化の刷新とは、日本の伝統を受けたことによるので、「日本の要素」ということができるが、その中の一部は実質的には「西洋の要素」と言うこともできる¹²。

西洋近代型 (modern-style) に源を発する国家法律体制のこの「異制」と、それに対して「前近代」(pre-modern) と云いつる漢人の「天朝式」統治体制と、或いは原住民部落の自治体制との主たる差異の一つは、統治権中の司法裁判権が一般の行政事務から分かれているか否か、そして法律の専門家に担われており、且つその裁判のやり方が「訴訟制」をとっているかどうか、つまり相対立する原告が被告を訴え、そして中立者の地位にいる裁判官の判断によるのか（即ち原告、被告、裁判官の並立した三面関係）にある。もし漢人の伝統法制で言つと、すべての権限の集中する皇帝及びその朝廷と各地に派遣されている民を治める役人が、上位者の権威に基づいて、下位の者に対して事実を問い糺して紛争当事者双方の間の利益を調整する（即ち糾問者と糾問される者との三面関係）

ということになる。これを言いかえれば、差異の所在は近代型法院による「司法」「裁判」権の独占にあるのであるか？となる¹⁵⁾。以下この点について検討する。但しその他の重要な差異については、例えば近代型国家の有すべき基本的人權の保障が、日本統治時期の法制及び生活実践上に存在したのか？という点についてなどは、本稿の述べる範囲にはない¹⁶⁾。

また法制度は実際上常に援用されるので、徐々に人々の生活方式或いは文化観念に影響を与えたり、それを形成したりする。ここでは資料中に現れる日本統治当時の人々の様々な行動或いは言説を通じて、その行動をした者、或いはそのような言説をした者が、いかなる文化観念或いは認知に基づくのかを読み解く。そうするならばそのような行動或いは言説があるということから、それによって台湾人の、日本統治時期の法制の下での、実際の法生活の方式或いは観念、或いは法文化と言つてよいものは何かを描けるということになる。

国家の法制について言えば、日本の台湾統治の二年目である一八九六年に、正式の裁判を司る近代型の法院が台湾に導入され¹⁷⁾、一八九九年に至ると正式に訴訟制に基づく日本の民事訴訟及び刑事訴訟の手續を実施したのであり、これは完全に上述したような「異制」であった。しかし一九〇四年以降は、またもとの清朝統治の時期の法制と相「異」なる程度を緩め、「旧慣」を斟酌して採用した。これより後については地方行政機関が「民事争訟調停」制度によって、実質上はある程度の民事司法の裁断とその執行さえも行ったのであり、行政部門に属する警察官署は、さらに「犯罪即決」の制度を口実に、軽罪に問われる者についてはすぐに罪を断することとし、行政と司法の区分を混交し、なんと清朝統治時期の実務運用にかなり近づいてしまった¹⁸⁾。以下で追究したいのは、一体この法制の下で、一般の台湾人は「異制」の近代型法院制度を十分知っていたのか、或いは使用したのであるかということである。

三 台湾人が法院制度に通じ或いは受け入れるまでの橋渡し役

台湾総督府法院の統計に基づくなら、日本統治時代の台湾人が近代型法院を使い、そして非行政機関の調停を使つて、民事紛争を解決する比率は徐々に高まり、一九一〇年代の後期からは、法院を使用する事件はすでに行政争訟の調停を使つる者を超えており、一九三〇年代の後期以降は、前者は数量の上ではすでに常に後者の二倍になっている¹⁹⁾。しかし民事紛争の当事者が自発的に法院を使用するかどうかを決定するのに対して、刑事事件においては一体法院の裁判手續を使うか或いは警察機関の即決手續を使うかについては、人々は選択の余地がそれほど大きいわけではなく、通常はただ受動的に植民地統治当局の裁決に従いつるにすぎない。その結果、法院により警察によらずに裁決する刑事事件の比率は、日本統治初期はかなり低く、平均してもし一件の刑事事件が法院の検察官或いは法院の処理によつていなら、六件が警察官によつて裁決を得ている。日本統治中期の刑事の法院使用率は高くなつたと言えるが、しかしながら晩期にはまた初期ほどに下がつていく²⁰⁾。だが全体として言えば、日本統治下の台湾人が自発的に法院を使いたいの願望は、やはり徐々に増加している。

一九二〇年代と一九三〇年代前期の、台湾人の法院を使用して民事紛争を解決する者が大幅に増加するという「文化の刷新」現象は、司法施設の増加、都市化、教育の普及、経済生活条件の改善等、大きく環境が整えられた下で、一般の台湾人が社会生活の経験の中から学んで得たものといえるだろう²¹⁾。

しかしこれ以前の日本統治初期より、以下で述べるように、このような「社会学習」がすでに始まっていたのである。

一九世紀末の日本統治の初期には、一般の台湾人のほとんど皆が日本語が理解できなかったとしても、一部の社

会のエリート階層に属する台湾人は、おそらく新聞の漢文欄を通じて、統治者のもたらす異制を理解したと思われる。その中には近代型法院が含まれていたと思われる。

一八九六年の十月に、台湾にやって来た日本人の創刊した『台湾新報』(後に『台湾日日新報』に改める⁽¹³⁾)の第一版が、漢文で以下で述べる内容をのせ(下線は筆者の加えたものであり、原文中の句の切れ目に用いる読点は新式の標点符号に改め、また原文に読点のなかったところにも標点符号を加えた。以下同様)、当時の台湾人がこれまで聞いたこともない「法院」と呼ぶものは、新しい日本の法制下の一体どのような官署なのかを要領よく紹介している。

台湾總督府法院

理訟治獄之公廨 名之曰法院。……法院、總督管理之。條例曰、屬台灣總督管理者、是不台灣總督為法院首長之義。所謂管理、斥主裁其行政的事務、故台灣總督、無審訊被告・宣告刑名等之權、是出於帝國之大憲、三權分立之本義。讀者難一聽解其理、應便有所詳述：

法院、掌民事刑事裁判

田園・房舍・商販・欠銀等、一切爭訟、曰之民事。謀叛・殺人・鬥毆(原文為「歐」)・賊盜・犯姦・詐欺等係刑名、曰之刑事。凡此等訴訟、分部門者、以其擬之律令不同、而理之官員、亦異故也。

地方法院

……掌理……第一審兼司豫審。……

覆審法院

……專掌覆審、如地方法院所判決失其當者、則更判之、……

高等法院

……專掌破毀匡正審判。……

法院判官

判官、審判決訴訟刑・獄之官員、其權力重大、雖他文武官僚位階超絶者不能及、而其登任要別具資格。所謂資格、不啻德品優良、尤須法律明達也。

台湾總督府法院

訟を扱い獄を治める役所であり、これを名づけて法院という。……法院は総督がこれを管理する。条例にいうには、台湾總督の管理に属するが、台湾總督が法院の長となるのではないとの意味である。いわゆる管理とは、その行政事務を主管するもので、ゆえに台湾總督は被告を審問し、刑名を宣告する等の権はなく、帝国の大憲、三權分立の本義にである。読者が聞いて直ちに理解するのは難しいので少し詳しく述べねばならない。

法院は、民事刑事の裁判を掌る

田土、家屋、商売、借金等、一切の争いごとを民事という。謀叛、殺人、闘毆(原文は「欧」とする)、賊盜、犯姦、詐欺等の刑名に係わるものを刑事という。およそこれらの訴訟が二つに分かれるのは、それは律令と異なっており、扱う官員もまた異なるためである。

地方法院

……掌理するのは……第一審、予審をも司る。……

覆審法院

……覆審を専掌し、地方法院の判決が当を失しているなら、更にこれを判決する。……

高等法院

……裁判を破毀し正すことを専門に掌る。……

法院の裁判官

裁判官は判決・訴訟・刑・獄の官員を審査するのであって、その権力は大きく、文武官僚の位階よりはるかに高ければかりでなく、それに就任するには別に資格をもつ必要がある。いわゆる資格とは、徳にすぐれているだけでなく、法律に通じていなくてはならない。

この文は近代の憲政体制上の三権分立の概念から、法院を設置する根本的意義の所在に及んでいる。しかし新聞を読む者がおそらくこの憲政体制に対してほとんど知識をもたないことを意識して、法院制度の実質的中味を詳細に述べており、それには民事、刑事裁判の区別を例を挙げて説明することも含んでいる。審級制度について述べる時には、裁判官により法律に基づいて裁判を進めること、行政或いは軍事部門の高級官僚がこれに干渉できないことを強調している。文字を用いて理を説くが、十分平易であり、かなりわかりやすい。

当時の台湾人はこのような知識に接することはできたのであるだろうか？そこです。この時台湾人は日本人と交流があったのかを見るつもりである。もし従来の通説が考えられるように、日本統治の初期にすべての台湾人が皆、日本を敵と看做し、また抗日家であったなら、日本人がいかにかわりやすい漢文で書いても、台湾人は誰も読もつとせず或いは理解しなかつたであろう。一八九六年一〇月二日の『台湾新報』の第一版によると、以下のような「紳商協会」に関するニュースがある。

山下氏演説概要云……欲代會員日本人述一言……日台人士意思相投、今情誼相貫通、以設立紳商協會。

……李春生氏讀謝詞云……予乃本協會之年長者……民則新舊雜處、政則異同參用、且又言語未通、衷曲

莫達。……最後李春生氏台語演述畢、……

山下氏の演説の概要はこうである、……會員の日本人に代わって一言述べたい……日本人と台湾人は意思が合致し、情宜も通じ合うので、紳商協會を設立する。……李春生氏が述べた感謝の言葉はこうである。……私はこの協会の年長者であり、……民は新と旧が雜居し、政は異も同も共に用いられ、且つ言語が通ぜず、心の内が通じない。……最後に李春生氏は台語で述べて話を終えた、……

当時は武装抗日はなお盛んであつたけれども一部の台湾人はすでに日本人と交流があり、ともに友好的な団体を組織し、且ついわゆる「政則異同參用」（政は異も同も共に用いる）に従つて、新しい政府が理解せねばならなくなる「異制」をすでに持ち込んだことを意識していたことがわかる。このような交流の中で、日本人がした呼び方から、「台語」、「台人」（次の例を参照）等の新しい言葉が生まれた。これ以前に台湾島の漢人が、「台湾人」と称することはなかつたのである。

台湾における漢文（今や「台語文」と称しうる）は、このために西洋式の法制に関わる言葉を取り入れた。同様に一八九六年一〇月二日の『台湾新報』の第一版は、「訟詞便覽（訴訟便覽）」という専門欄を開設し、こう言つ。「我帝國法典之美、燦然著于寰宇、本館欲台人速知悉法典、（我帝國の法典のすばらしさは、全世界に燦然と輝き、本館は台湾人が早く法典を知悉することを望む）……」。それと並んで「訴狀の形式」も次のように掲げている。

凡提供訟詞者繕寫狀單從左式……「某某之訟」原告或代告人姓名。「訟詞」……原告姓名……右代告人姓名

名……被告姓名……「某某事訟」……「要求之原因」……「提告要旨」……「立證折疑」……「附屬書類」……

明治 年 月 日 右原告或代理人姓名 印 台北地方法院長 判官某某殿

およそ訴訟を提起するものが書く書式は左の通り……「某某の訴」原告或いは代理人の姓名。「訴狀」……原告の姓名……右代理人の姓名……被告の姓名……「某某の事の訴」……「請求の原因」……「訴訟要旨」……

「証拠方法」……「附属書類」……明治 年 月 日 右原告或いは代理人姓名 印 台北地方法院長 裁判官某某殿

この形式は当時の日本がすでに採用していた近代ヨーロッパ大陸式訴訟の手續にのっとりて作られたもので、これ以前の清朝統治時代に人々が役所に訴状を提出する時に用いたものとは異なる²⁵⁾。しかし「訟詞」という語は、清朝統治時代の伝統中国式の法制下でもともと存在した語であり、これは「舊瓶装新酒（古い瓶に新しい酒を入れる）」可能性を意味した²⁶⁾。

一八九六年下半期の間、「台湾新報」は、一部の台湾人が法院で近代型司法がもつ「訴訟代理人」制度をすでに使っていたこと、或いは被告がこのようなことをおそらく知っていたことを示している。なぜならこの新報の第一版では常に次のような広告を目にするからである。まず他人に代わって訴訟に従事することを業とするある日本人が、同一の内容について、日本文と漢文を並べて載せているのだが、その漢文の部分は次のようになっている。

本館開辦以來、不論日本人及台湾人、凡屬民刑事之訴訟、有執確鑿證據而來、悉不憚煩勞而代辦也、以致遠近聞名者多接踵而至。……茲際本館擴張事務之時、合行廣告諸大方留意……

明治廿九年九月二十日

台北城内府前街三丁目

保良館事務所²⁶⁾

本館を開いて以来、日本人及び台湾人を問わず、およそ民刑事の訴訟について、確実な手續をとり、どんなものでも労をいとわず、代わりにおこないました。そのため名はあちこちに聞こえ次々と人がやってきます。……今回本館が事務を拡張するに際し、広告に皆様御注意下さい……

明治廿九年九月二十日

台北城内府前街三丁目

保良館事務所

その業務量が本当に急速に拡大したのかどうかは知ることはできないが、しかし当時台湾にいた日本人は少ないのであるから、日本文と漢文を並べたのは、その「台湾人」と呼ぶ人々を潜在的で、開拓できる顧客とみるからである²⁷⁾。

この外少数ではあるが、専門的に代わりに訴訟をすると漢文で載せている広告もある。例えば次の通り。

余少、修英美二國之法學、又通帝國之制度、……來本島、又奉職法務部兼地方法院庶務部長、數閱月洞察本島人民之形情、近大有所感、慨然辭官下野。爰設立明法局者、其意專在欲救極臺民之暗律令、有可言之理而不能言、有不可為之禁而極為之、或陷曲・或不能伸冤枉者也。……

明治二十九年十一月

臺北大稻埕建昌街一丁目六番戶

明法局長 中村 啓述²⁷⁾

私は英米二カ国の法学を学び、また帝国の制度にも通じており、……本島に来て、法務部兼地方法院の庶務部長に奉職しましたが、数カ月本島人民の状況を見、最近大いに感ずるところがあつて、自ら進んで官をやめました。そこで明法局を設立したのは、もっぱら台湾の人々が律令に暗く、言つべき理を言つことができず、為すべからざるの禁をなし、誤りに陥り或いは無実の罪の申し開きができないことを救いたいからなのです。……

明治二十九年十一月

臺北大稻埕建昌街一丁目六番戸

明法局長 中村 啓述

一カ月後の同じ新聞に、漢文で載せられたもう一つの広告が目につく。

明法局中村大人寓建昌街……清發有厝……租之日人某……拖欠租銀六月……。奉囑中村大人以伸雪之事、大人甘諾訴之法院、時在十一月十六日。法院立傳原被兩造對審、方此時中村大人當堂辯論持正駁邪。詎第二日捷報忽至、舉案全勝。……為此廣告世間泣冤哭屈之人速來同享其惠、特告。

明治二十九年十二月二十二日

大稻埕中街四十八番戸

寶生號戸主 蔡清發²⁸⁾

明法局中村氏宅建昌街……私清發は家を持っており……これを借りた日本人の某が……六カ月も支払いをしません……。中村氏にお任せし身に覚えのないことを明らかにしてもらうことにすると、中村氏は法院に訴えることを承諾しました。それは十一月十六日のことでした。法院が原告・被告双方に対審を伝え、その対審の時に中村氏は法廷において、正義を守り悪を暴くことを弁じたのです。どうして二日目に勝利の知らせを得られぬことがありますよう、完全に勝利しました。……そこであんなに罪に苦しむ人々が早く幸運を手に入られるように、世間に知ってもらおうと、特にお伝えするものです。

明治二十九年十二月二十二日

大稻埕中街四十八番戸

寶生號戸主 蔡清發

実はこの通知が当事者が自発的になしたもののか、それとも訴訟代理人が自分で載せたものなのかは確実にはわからない。しかしなんであるかと、いずれも漢文のわかる人に向けて宣伝を行なうとの意味をもつ。この例から知りうるのは日本統治の始め、台湾人の中には、特にこの事件のような商紳の身分の者の中には、すでに訴訟の専門家に頼んで民事紛争を解決することを知っている者がいたということ、この事件の被告は日本人で、おそらく立場を強化するために台湾人の原告が、日本人の専門家を代理として対処することを希望したということである。当時日本人を雇って訴訟代理人とする一般の台湾人は、おそらく近代式の訴訟手続において、訴訟当事者がもともと自己の利益のために法律専門家の協力を要請する「権利」を与えられていると十分には理解していなかっただろう。しかし少なくとも日本人がもたらした「異制」の中で、訴訟代理業者がかなり尊重されると感じている（この広告では「大人」と呼んでいる）。そして光明正大に、この仕事につくことを専門とすると称して、広告を新聞に載せるだけでなく、役所の「法廷」でも一定の位置を占め、滔滔と弁ずることさえできるのは、清朝統治の時期の訟師がこつそりと法廷外で人々が訴訟を起こすことを助けたのとは異なっている。

監獄に入れられる災難にあい、且つ官員が皆日本人である刑事法院で、台湾人が訴訟代理業者を求めて援助を望む可能性は一層高い。一八九六年十一月の『台湾新報』でも、次のような知らせを目にすることができる。

小民等曩蒙冤在獄數旬幸因法院大人閣下公明正大審理、與辨護人小林勝民先生熱誠切實辨護、本月二十一日得無罪放免出獄矣、故謹報辱交諸君。

台北縣大 崁 陳存心 游阿界²⁹⁾

私たちは先頃不当にも獄に数日留めおかれましたが、幸いながら法院のお役人様が公明正大に審理して下さい

り、そして弁護人の小林勝民氏も懇切且つ適切に弁護して下さり、本月二十一日に無罪放免となり出獄しました。そこで皆様にお伝えする次第です。

台北縣大 崁 陳存心 游阿界

この通知の右側は、もう一つ「台湾カトリック教徒有志」の名で、同じ事件に感謝するもので、その左側は「公正館法律事務所主幹小林勝民」の「西門街に移転しさらに業務拡張」との広告である。その宣伝の意味は十分である。³⁰⁾その他もう一人、日本の内地ですでに十年以上仕事をしていると述べている日本人弁護士は、広告の中で「林本源家の法律顧問」であることを強調し、これによって一般の台湾人の信頼を得ようとしている。³¹⁾この外、これらの新聞はまたかなり多くの法院に関わる、あらゆる種類の事件・分量も様々なニュースを載せている。

一体どれくらいの人がこの新聞から上記の知らせを知ることができたかは、おそらくいまだ探究を待つことになる。しかし一八九六年十月三十日の「台湾新報」のもう一つの投書から、あるいは少し窮い知ることができてもしれない。その第一版に一つの「庄紳負託」があり、「桃園堡龜崙口大湖坑庄眾人等（投書）」との署名がある。その内容の概略はこうである。台北県庁が業戸に申込書を出すように、そして各庄の総理庄紳がすべて集めて役所に持ってくるように、また一銭のお金もとってはならないと指示した。しかしこの庄の総理庄紳が一定の金額を強要したため、「人民受苦無門告投不得不求 報館諸君附刊紙尾 以備 上憲鑒察、伸我庄人民之冤耳（人々が苦しめられ訴えるすべがなく求めざるを得ないので、新聞社諸君の末尾に付して、役人の査察にそなえ、我庄の人民の不当な扱いをやめさせるのみ）」となった。またこの庄の総理と称するは戸ごとに「家甲牌」を受け取る時に金銭を強要し、また各庄に「局費」として寄付金を要求した。これに対しては、「上憲若派員到地密查自然水落石出（役人がもし人を派遣してその地を調べさせるなら、自ずから真相が明らかになる）」とする。これらによれば被害を自認する業戸は、この新聞の読者にちがいない。少なくともこの新聞を知っているのだから、そうでなければ

ばどうして投書ができたよう。そしてこの新聞で訴えることはおそらく効果があり、また必ずそれは当時一定の影響をもったと思われる。これらはおそらく前述の新聞上の情報に触れた地主階層であり、まさしく社会の中の最も経済力があって法院を使う人なのである。

台湾人が同じ台湾人の紛争の相手に対しては、同じコミュニティの人も含め、やはり日本人を招聘して訴訟代理人とし、新しい法院制度を使って、自己の利益を勝ち取ることが考えられる。おそらく特に金銭に関わる紛争はそうである。例えば「日本統治時代の法院文書」の中で、台中地方法院の一八九九年の強制執行に関わる文書の示すところによれば、台中豊彰化城の祖廟街の九十九番に住む廖某が、日本人の水野金次郎を招聘し訴訟代理人とし、同街百四十二番の陳某を被告として、法院に「資本金回収」の訴を起し、一八九八年に勝訴判決を得た。しかしおそらく被告が返還を拒絶したのである。一八九九年の一月の間に、再び法院に強制執行を求めている。この民事強制執行手続は伝統中国の法制には無かったもので、廖某も元来知ってはいなかったのである。日本人を招聘して訴訟代理人としたために、このような「新しい金銭の要求方法」を知ったのだらう。

また例えば、一九〇五年のある小作権の共有に関わる「損害賠償請求事件」では、原告と被告はいずれも台湾人で、各々が日本人の弁護士を招聘して訴訟代理人とし、一審判決の後、さらに覆審法院に控訴している。³²⁾

前掲の事件は一九〇五年から一九〇六年に刊行された。「台法月報」から引いたものである。この月刊誌は日本人が始めたものではあるが、一期ごとに判決例の漢訳がついており、さらに法令・論文については漢訳をしており、漢詩を載せることさえある。³³⁾台湾人のこの刊行物の読者を得たいと思ったようだが、発行はわずか二年に止まり、推測するに売れ行きがおそらくあまり期待に沿うものではなかったのだらう。一九〇八年からは、別にいわゆる「法院月報発行所」により「法院月報」が発行され、そして一九一一年から一九四三年までは「台法月報」と改称されたが、しかしこの法院の後押しする月刊誌は、いかなる法令・判決・論文等の漢訳も載せてはいなかった。³⁴⁾日

本の役所の側は客寄せせよとの圧力がないので、漢訳等のやり方を通じて、法律の知識を台湾人の間に広めようとする意識がなかったことがわかる。

しかし台湾人はさらに社会生活の経験の中から、何が西洋式の法制と法院であるかを探った。日本統治の始めの頃より、一部の台湾人の紳商は、すでに日本の法律及び商業事情に通じた人を講演に招き、かつ法院の判決例に注意を払い、官報の記事を重視した。⁽³⁶⁾ これらの人々は前述の新聞或いは月刊誌の定期購読者である可能性が非常に高い。この他またポツポツと、法律書で漢文に訳されたものが現われた。⁽³⁷⁾

人々が近代型法院を使うことの経験が、徐々に台湾人の日常的な言葉の中に現われた。一九一六年に初版が発行され、台湾人によって書かれた「台語」を教えるための教科書の中はすでに、「伊在得做法院的通譯（彼は法院の通訳をせねばならない）」、「在我打算、不如著債辯護辯（弁を請いて弁護させるのが一番良い、と私は考えている）」、「判官在公堂在問案（裁判官が法廷で事件を取り調べる）」等の言い方が現れている。⁽³⁸⁾ 法院（今もこう呼んでいる）に来て、弁護士（今の律師）を頼み、判官（今の法官）によって事件を審理することが、一九一〇年代ではおそらくすでに台湾人の日常生活の経験の一部になっていたことがわかる。そして「法院」、「弁護（士）」等の言葉がすでに台湾漢文の「外来語」となっており、これは日本統治によって西洋の法制がもたらされたためである。

日本統治以降、台湾人は限界のある漢文の情報と伝授によって、法院を含む近代西洋式の法制を学んだ。ほぼ一九二〇年代に至ると、ようやく日本語教育を受けるか或いは近代法学の訓練を受けた新世代の台湾人がより広い知識を得て、西洋式の法制を理解、使用し、その経験をさらに多くの台湾人に伝えていった。

一九二三年に発行され、台湾人の声を標榜する『台湾民報』は第一号の中で、台湾人弁護士の鄭松筠の聞く「法律顧問」の特別欄を設け、問題回答の場を借りて人々に法院の使用について教え、台湾人に一層近代西洋式の制度を理解する機会を与えた。例えばこのようなものが掲載されている。「……法律亦有規定、阻止這種隱匿財產的辦

法。這就是叫做假差押啦。你好趕緊請法院給他假差押（抄封）、以制機先。……等你起正訴勝他的時、就可請官裡給他公賣財產來還你了（……法律にはこのような財産を隠匿する方法を阻止する規定があります。これは仮差押えと言います。すぐに法院に仮差押え「抄封」のことを申請し、先手を打つのです。……あなたが勝訴したところで、官に彼の財産を競売にかけてもらいあなたにお返しすることになります。）」さらに「……法律上有兩條制裁辦法。第一的方法、是做刑案記訴（傷害罪）。你若到法庭（本地警察署亦可）告訴、那個亂來的監督一定被官拿去受罪。第二的方法、是做民事案件、請求損害賠償（法語上的名詞叫做不法行為）。……確有可求一萬圓價金的可價值、這樣叫做私訴是也。（……法律上は制裁方法が二つあります。一つ目の方法は刑事事件として訴える「傷害罪」ことです。もし法廷「その地の警察署でもよい」に訴え出れば、その勝手なことをやる監督は必ずや官に罪を問われます。第二の方法は、民事事件として、損害賠償を請求するのです「法律用語としては不法行為といます」。……確かに一萬円の賠償金を求める価値があり、このようなものを私訴と呼びます。）」ここでわかるのは、近代型法院の民事訴訟手続及び民刑区分の観念である。台湾語文自体も、当時施行した日本化した西洋式法制のため、法律関係の外来語がかなり増えている。

四 社会学習にのみよることの限界

社会自身が本の姿を変えることに對して一定の時間を要する外に、日本政府は植民地統治の政治上の考慮から、⁽⁴⁰⁾ 法院を含む近代西洋式の法制を導入した時、積極的に台湾にそれを広めるつもりはなかった。台湾人は知る機会があり、確かに近代型法院制度を使う人もあったとはいえ、その伝播され或いは受け入れられた程度にはやはり限界があった。

一八九七年十二月、台湾総督乃木希典が「討求木柱理還不還 恩准移飭究追之願（木柱の返すべきを返さざるを追求することを命ずること、お許しただけするように請うの願い出）」と書かれた文書を受け取った¹⁴。送り主は「原告」と称し、当時台中県北投堡番仔田庄に住む台湾人の洪某と二人の莊某の計三人が関わり、日本人の臼井武右衛門を「被告」としていた。その書状の形式と前述一八九六年の『台湾新報』より参考に掲げた訴状とはかなり似ており、「淡新檔案」の中の清朝統治時代の文書の形式とは異なっている。洪某莊某の述べるところは以下の通りである。

……約期未到、木柱盡被臼井氏強搬而去、泰等（即原告洪某・莊某、筆者注）向討、……不肯獻還。泰等隨赴台中警察署呈控、蒙訊追封在案、不許變賣。孰意臼井氏抗藐法律、膽敢將木柱、擅行散賣。泰等無奈再赴台中 法院呈控、並遞轉呼冤。雖蒙追而未追。嗣後臼井氏懼罪、囑託彰化北門内尤樹松、……折處價金八百九十 三丹……詎料臼井氏反覆無常……仍繼堅抗不還、非蒙大人移飭嚴追究辦、不特泰等財本無歸、而效尤亦伊胡底耶、理合瀝情、叩乞

台灣總督府、移飭律辦、追還本金、新民有賴、奉願候也。……

……約束の時期がまだ来ていないのに、木柱を臼井氏が尽く持ち去り、泰等（即ち原告の洪某、莊某、筆者注）が請求しても、……返そうとしません。泰等は台中に赴き警察署に訴え出、差し押えることを検討してほしいと言っている最中なので、金に変えてしまうことは許されません。それを知りながら臼井氏は法を踏みにじり、木柱を勝手にあちこちに売ってしまいました。泰等は已むなく台中にもう一度赴き、法院に訴え、いわれなき仕打ちを伝えました。しかし追求を求めても追求はなされませんでした。その後臼井氏は罪を恐れ、彰化北門内の尤樹松に頼み、……金八百九十三丹を値引こうとし……思いもなかったことに臼井氏は態度がこ

ろころと変わったのですが依然返そうとしません。厳しく追及することを命じていただかないと、泰等の財はなくなってしまう。その一方で悪事に追従しておいて、また彼は逃げおおせてしまいます。事情をはっきりさせるべきです、どうぞお願いします。

台湾総督府が、法が行なわれるように命じ、元金を取り返し、民の頼りとなること、どうかお願い致します。

もし合理的に読むなら、この三人の台湾人はまさにまだあまり「異制」に適應できていない一般の民衆と思われる。彼らは明らかに形式の違いを知っているが、おそらく『台湾新報』に載ったことのある「台湾總督、無審訊被告・宣告刑名等之權（台湾總督は、被告を審問し、刑名を宣告する等の権限はない）」との言葉を知らず、なお父母官が一切の事務を統轄するとの観点で、「新しい」日本の長官を見るので、被告には「罪」があると考えて、総督に「追還本金（元金の返還を迫る）」ことを願い出たのである。実は彼らはこの文書を送る前に、すでに法院に「呈控（訴え出）」していた。しかしなお彼らは伝統中国のやり方に従って「遞轉呼冤（役所に自分に非がないことを訴えた）」のは、おそらく法院へ訴える時に本事件の原告が日本人の法律専門家の援助を求めていることによるのである。おそらくはこの事件は法院の中で、提訴手続が違法で受理されなかったために、「蒙追而未追（追求を求めたが追求されなかった）」と考えられるに到ったのであろう。この外行政機関に属する警察署に対して、民事紛争について「追封（差し押さえること）」をなすことを求め、同じく拒絶された。その行なうべきは、法院に対して鄭松筠が一九三三年の『台湾民報』で説いた「假差押」を請求することであった。おそらくすでに警察署に請求があったことはわかってはいたが、被告は「抗藐法律、膽敢將木柱、擅行散賣（法を踏みにじり、木柱を勝手にあちこちに売ってしまった）」のである。実はこの三人の台湾人を責めることはできない。十九世紀末に生きていた彼らは、ただその固有の文化観念により、一つの「正義」を求めたのであり、異なる法制の下では「正義」の

意味するところが異なる可能性があるなどとうとうしてわかる。新しい政府は、あらゆるかぎりの手を尽し、人々に新しい「正義」とは何かを教えたのである。

この外、白話文で庶民の生活を反映することを提唱し、但し本業は医者である頼和が、一九二六年に『台湾民報』で発表した小説「一挺の『稱仔（秤）』」で使われた用語によれば、日本統治時代には、たとえ高等教育を受けていたとしても、近代型法院と行政部門に属する警察機関はどつ異なるかを必ずしも理解していなかったことがわかる。その文ではこう書いている。

巡警瞪他一眼便帶他上衙門去。

「汝泰得參嗎？」法官在座上問。

「是、小人、是。」參跪在地上回答說。

「汝曾犯過罪嗎？」法官。

「小人生來將三十歲了、曾未犯過一次法。」參。

「以前不管他、這回違犯著度量衡規則。」法官。

……

「這事冤枉的啊！」參。

「但是、巡警的報告、總沒有錯啊！」法官。

……

「既然違犯了、總不能輕恕、只科罰汝三塊錢、就算格外恩典。」官。

「可是、沒有錢。」參。

「沒有錢、就坐監三天、有沒有？」官。

「沒有錢。」參說、……去受監禁。

參的妻子、……她剛跨進衙門限、被一巡警的「要做什麼」的一聲呼喝、已嚇得倒退的門外去、……幸有……

小使、……教她拿出三塊錢、代繳進去。」

巡査は彼を一瞥し、役所に連れて行った。

「なんじは泰得參か。」法官は上から尋ねた。

「はい、その通りでございます。」彼は地面に跪いて答えた。

法官「なんじは罪を犯したことがあるか。」

參（泰得參）「私は三十になろうとしておりますが、一度も法を犯したことはありません。」

法官「これまでは関係ない。今回数度量衡規則を犯してある。」

參「これは濡衣です。」

法官「しかし巡査の報告はこれまで間違ったことはない。」

……

法官「違犯したとなると、許すことはできない。なんじに三円の罰金を科すが、これは格別の恩典である。」

參「しかしお金がありません。」

法官「金がないなら、監獄に入る」と三田であるが、どうであるか。」

參「お金はありません。」……収監される。

參の妻、……彼女はちょうど郡役所の門を潜ろうとしていたところ、巡査から「何の用だ。」と大声で怒鳴られ、びっくりして門の外に飛退いた、……幸いながら……小使が、……三田だせばよいと教えてくれ、代わ

りに持って行ってくれた。

ここで述べられていることは、直接に警察によって移送され（まず検察局に移送されるのではない）、警察の報告だけに基づいて（検察官の起訴ではない）、行政諸規則に違反する罪⁴⁵に入る度量衡規則違反に対して、「百圓以下の罰金」に入る三円を科すか、或いは「三個月以下の重禁錮」に入る三日間の監禁の処罰をするかということである。これによれば、実は犯罪即決手続によって、高級警察官に属する「即決官」が裁きを下しているのだが、頼和は裁きを下す者を「法官」と呼んでいる。言い換えれば、頼和は糾問制の下で犯罪の裁きをする執法官員を「法官」という言葉で理解しており、国家法上この犯罪を裁くことを担当する者が「判官」なのか或いは「即決官」なのかは問題にしなかった。国家法上はこの区別が重大な意味をもち、判官は近代型訴訟制に基づいて、行政部門の影響を受けない中立的な裁判者であるが、しかし即決官は伝統中国の糾問制を踏襲し、検察と裁判の任務を兼ねる行政官員である。ところが一般人民が両者を「区別しない」のは、まさに日本統治当局が刑事事件につき、大部分を行政司法不分の犯罪即決手続を採用していたために、人々が「異制」の近代型法院の訴訟手続上に属する検察官・裁判官の役割を知る機会がほとんどなかったからなのである。

但しもしさらに知識階級に属する頼和を例にすると、（それは必ずしも教育を受けていない庶民を代表することはないが）、当時一部の台湾人はすでに西洋文明の「法」を認めることを受け入れており、近代型法院の実現する実質正義に対してさらに高い期待をかけていた。まさに論者が指摘するように、頼和は「秤」を意味する（「稱仔」という言葉で「法」は公正・平等（均等）を代表していなければならないということを表現し、そして「稱仔」が警察により折られることで執法者が自らこの理念を破壊したことを象徴したのである。こうなるのはつまり日本の高等教育を受けた頼和が、「法」に対して有すべき意味の理解がすでに「近代西洋式」となっていたからである。伝統中国の「法」は通常、犯罪と処罰に関わる「刑」と結びついているが、近代西洋の「法」は「正義」

と結びついている⁴⁶。ここでいう「稱仔」は、西洋人が比喩で用いる「法」の天びんを連想させるものである。相対立するものとして、上述の「討求木柱理還不還 恩准移窮迨之願」の如きは、文を書いた者は相手方は「法律」、「罪を恐れること」を軽視していると考えており、「このような取引上の金に関わる紛争でさえ、みな「法」と「罪」が結びついており、明らかに依然として伝統中国の法律観を持っているのである。近代法観念を具える頼和は、そのために役所も同様に法を守らねばならないと考えたのである⁴⁹。但し頼和は小説の中で「辯護主要錢、法院印紙（印花）要錢、她没這麼多的錢、且法律會保護到他們嗎？他不敢信任、也只有自己怨嘆而已（弁護士に金がいり、法院印紙に金がいり、彼女はこんなにも多くの金を持たず、そのうえ法律は彼らを保護できるだろうか。彼は信じようとはせず、ただ一人で怨むだけだ。）」⁵⁰と言い、「法院是有路用？！法是伊創的（法院はコネのある者が使うものか。法は法院が作るものなのだ）」とさえ書いている。当時の頼和のような社会主義の傾向をもつ台湾人は、近代型法院体制が資産階級に有利であること（現在もなお然り）をすでに見抜いていたことがわかる。しかし台湾人の作家が書いた小説の中で、警察については常に横暴でまた貪欲とさえ描かれているのに対し、裁判官及び検察官は大体においてこのような負の側面から描かれていることは免れているので、このことは近代型法院が一般人の受け入れるところとなるのに役立つたであろう。

おそらく当時の台湾人の一部について言えば、法院は警察に比べて「清廉潔白で公正」な上級の「役所」であったであろう。例えば一九二六年の「台湾民報」には、「小孩放尿的裁判・大人對小孩的奇案（子供の立小便裁判・大人の子供に対する珍事件）」と題するニュースが載っている。

……在台中市榮町漢醫趙作霖氏之孫、今年才四歲的小孩子、……在門前放了尿、湊巧卻被受持三苦巡查觸見、就將犯違警例告發了。趙氏……對警察署的五十錢的科料（額度較少的罰金、筆者註）聲明不服、而提起正式裁判了。至十月二十日在台中地方法院開第一審公判後、因為起訴理由中有曖昧處、所以同日下午就到現場臨檢了。

在臨檢的時候、三苦巡查所説的是屎、判官詰問你所起訴的是尿、怎今説是屎呢？巡查無意説是屎與尿兩個字是很相似、我卻認不清楚。屎尿認不消（應為「清」、筆者注）楚的也配當警官？豈不笑煞判官抱腹嗎？又且地點說的很不確定、所以十月二十九日的判決判作無罪了。⁵⁴

……台中市米町の漢方医趙作霖氏の孫で、今年四才になったばかりの小児が、……門の前で立小便をして、運悪く受持ちの三苦巡查に見付かり、違警例を犯した廉で捕まった。趙氏は……警察署の五十銭の料料（額のかなり低い罰金、筆者注）に対して不服を表明し、正式の裁判を起こした。十月二十日に台中地方法院が第一審の公判を開いた後、起訴理由の中に曖昧なところがあるということで、同日の午後に現場検証を行なった。現場検証の時、三苦巡查の言うことが大便だったとなり、裁判官は君は起訴では小便としていたものを、なぜ大便というのかと問い詰めた。巡查はうっかりと屎と尿という二つの字はともよく似ているので、はつきりわからなかったのだと言った。屎と尿が区別できない「消」の字は「清」とすべきだろう、筆者注）者が警官になれるのか。裁判官が腹を抱えるような冗談を言うのではないか。また且つ場所もはつきりとしなかったので、十月二十九日の判決は無罪となった。

この事件の中では、人民は警察署の即決官の判断に不満なため、即ち「正式の裁判を起こす」方式で、法院に不服の意を示している。まさに法院手続の中で、裁判官が警察を詰問して、最終的には無罪としているのがわかるので、傾向としては法院内の裁判官はかなり「民を愛する」上級官員と考えられるのである。

五 戦後の台日法文化の継続的交流と今日への考察

一九四五年第二次世界大戦が終結し、敗戦国の日本は台湾の統治権を譲渡し、戦勝国の一つである中国が台湾を接収した。これを見ると、日本の法制及び法学の台湾に対する影響はここで終わりを迎えるべきなのだが、実際はそうではなかった。

戦後の台湾では、中国大陆からやって来た外省人グループが、その多くが政府部門内で働き且つ指導的地位を占めたために、先の台湾在住日本人に取って代わり、政治、社会上の優勢グループとなった。⁵⁵ 彼らが中日戦争を経て日本を敵とみる心があったとしても、その台湾にもたらした「中華民国法制」及び関連する法学知識は、近代式法典を制定した時、すでに日本法或いは日本の学界のヨーロッパ大陸（とりわけドイツ）の法制の研究を参考にしてきた。且つ民国時代の中国で法を学ぶ者は、もし海外でさらに学ぶなら、多くは日本に向かい、⁵⁶ 僅かに中国国内で法学教育を受けた者も、また大量に日本の学説理論を採用する雰囲気の中に含まれていたため、外省人グループの法律経験の中にはまた濃厚に「日本の要素」が存在した。その後、多くの外省人グループの法を学んだ者が戦後台湾の司法官となり、その法的見解は多かれ少なかれ戦前或いは戦後の日本の法学の論文・著作の影響を受けている。⁵⁷ 提言すべきはこのような歴史の偶然によって、戦後の中華民国の法院制度が戦前の日本に近似することとなり、これが日本統治時期の台湾人の法院使用の経験をそのまま続けさせ、近代型法院の台湾での推進に役立ったというところである。⁵⁸

もう一方で、本省人グループの中の福佬人、客家は日本統治時代に形成された気風を受け継いで、法院内で司法官になったり或いは弁護士業務に従事するために、子弟が法律を学ぶことをかなり奨励している。例えば戦後十年

二十十年の間は、台湾大学のもしすべての学生について言うなら、外省人グループが多数であるが、しかし法律系の学生については七割が、日本の五十年の統治を受けたことのある本省人グループである。そしてまた多くは中部から来た学生が入学後一心不乱に司法官或いは弁護士試験への合格を目指したのであった。⁵⁵⁾ 一般の外省人の日本を敵視する心に対し、本省人の中の中国から来た国民党政権に対し好感をもたない者は、かつて植民地統治を行なった日本政権に対して、逆に共同の生活経験或いは言語から生まれる「親近感」をもっていたため、法を学ぶ者が留学或いは研究のために出国しようとする時は、日本行きを選択する可能性があった。台湾大学法律系の教師を例にすると、戦後台湾から日本へ留学した者は、すべて本省人グループに属している。且つ本省人グループに属する司法官の中には、日本の統治を受けていたため、日本語に通じており、必要な時には戦後の日本の法学の論文・著作を参考にし、法律見解を作り上げる人物もいたのである。例えば日本統治時代に日本の教育を受け、戦後台湾大学法律系に入って学び、そして司法官試験に通った陳瑞堂大法官はこう述べている。

大学の時には教授の講義すら終えることができず、日本語の法律書籍を読んで研究する暇などどこにもなかった。しかし法官になってからは、時に参考にせざるをえなかった。日本の書籍は私にとっては、まさに大法官になった時に役に立った。当時私はほぼ事件ごとに日本の関連する論文・著作・判例或いは法令を捜しては研究した。なぜなら台湾では中国語で関連資料を見つけ出すことは難しかったが、日本ではどの領域においても関連する著作或いは参考資料があつたからだ、……。⁵⁶⁾

このように、戦後台湾の近代型法院制度及びその運用方式には、外省人グループ・本省人グループの各々がその源流を持ち、さらにその後両者が合流したという状況の下で、そのまま薄まることのない濃厚な「日本の要素」が残っている。

戦前の台湾が日本の植民地統治者の主導の下で法律改革を行なったのと同じく、戦後の日本もまたアメリカの占領軍の主導の下、民主化と自由化の法律改革を進め、文化の刷新を促した。⁵⁷⁾ 民主・自由の理念をもつ一部の台湾人の法を学ぶ者からすれば、戦後の日本の法制及びその法学は、民国時代の中国からの国家主義を偏重する法制と法学を踏襲している台湾にとつて参考とするに値する。さらに興味深いのは、一九九〇年代以降、台湾の法制及びその法学が刷新を求め、主としてアメリカ法を学ぶ方向へ向かった時、比較的早くにアメリカ法の影響を受けた日本が、良い参考対象となったことである。例えば、ここ数年台湾の刑事訴訟法はまさに積極的にアメリカ法制に接近し、この時は日本の戦後アメリカ人によつて改められた「改良式当事者進行主義」刑事訴訟手続を参考にできたのである。⁵⁸⁾ おそらく台湾法制は改革前には、かなり戦前の日本法制に似ていたのである。⁵⁹⁾

未来を展望すれば、台・日両国の法制及び法学は、相互比較と尊重が肝要であり、もはや台湾が一方的に日本に学ぶというものではない。民事訴訟法を例にとれば、戦後台湾の民事訴訟法学は、当初は民国時代の中国出身で東京帝国大学を卒業した石志泉教授、及び日本統治下の台湾に生まれ、同じく東京帝国大学を卒業した蔡章麟教授の影響をかなり受け、関連学説が「日本の要素」をもつことは全く意外なことではなかった。さらにまた駱永家、陳榮宗、邱聯恭等何名かの教授は、日本に留学して当時の日本の民事訴訟法の学説を持ち帰ったのである。最近台湾の学者、例えば邱聯恭教授及び政府の関連部門が、これまでの学問の基礎に基づいて、台湾の実践経験を考慮し、台湾に適合する民事訴訟モデルを考え出そうとしている。⁶⁰⁾ これより、一つには比較法研究を通じて法規範と社会条件の間の相互関係を追究することができ、もう一つには日本の学界にもう一つの（台湾から発展した）訴訟モデルという選択肢を増やすことができるかもしれない。また例えば、近年は台湾の大法官会議が常にその司法違憲審査権を発揮して、立法と行政機関の均衡をはかっているので、あるいは日本の憲法解釈機関の参考になるかもしれない。台湾の直接の住民選挙による総統と日本の多数党により選出される総理大臣というの、また比較できる興味深いテーマである。台日間の法制と法学経験の交流がさらに頻繁にまた密接になることを期待する。⁶¹⁾

六 結 語

我々は「多元」の角度から台湾と日本の関係を見る時、まず留意すべきは、台湾社会自体が一つの多元的グループから成る生活共同体であり、ゆえに各方面に配慮して台日関係を述べる必要があるということである。次に万事植民地主義のせいにする単線的思考モデルを脱するなら、日本の台湾統治以降に、時を同じくして台湾人と近代西洋に源を発する「異制」との間の衝突と調整が生じたことに気づくのである。例えば日本統治の始めは依然として民事紛争については旧制に従う人がおり、新制の下では司法審判に与りえない総督に財物の返還請求を願い出ている。まさにこの近代西洋化の過程は日本に主導されたものであるために、日本化した西洋式の法制を導入することも含めて、その後の変化の結果は、日本統治が導いた変遷と言うに等しい。そこでこれを台湾法文化中の「日本の要素」と言うことができ、本稿は司法的側面の影響に的を絞って論じたものである。

日本の統治下で、近代法院制度を使うことは、すでに徐々に台湾人の法的生活の一部となっていた。日本統治の初期から、新聞は一部の漢文に通じた台湾人が「異制」に属する法院制度を認識するための一つの橋渡し役であった。新聞及び法院檔案等より、すでに弁護士制度を含む新式法院の運用を理解していた台湾人がいたことがわかり、民事或いは刑事訴訟上の利益を得ていたことがわかる。且つ法院に関わる言葉のうちには、すでに台湾人の日常言語の一部となっているものもあった。ほぼ一九二〇年代以降は、台湾人弁護士の出現が台湾人を法院に近づけた。しかし日本統治下の一般の台湾人については、西洋からきた近代型法院に対する親近の程度は、過度に誇張すべきでなく、依然近代法院など知る由もなく、または使うこともできない人々もいたのである。且つ人々の法院使用といっても、日本帝国の利益を最終的に帰すべきところとする植民地法改革の副産物にすぎず、当初は法政策上

の最重要目標であったわけではなかったため、その効果は当然ながら限界があった。しかしながら戦後、好都合なことに国民党政権が持ち込んだ中華民国の法制と法学は、戦前の日本と非常に似ており、そのため日本の要素を戦後の台湾法文化の中に鮮かに生かし続けたのである。同時に戦後はまた多くの台湾の法学者が、日本留学を経て現在の欧米の自由・民主をかなり強調する法学理論を導入した。過去百年近く、台湾人民は常に日本から法制と法学を取り入れてきた。しかしこれからはこれを基礎として、相互に主体性を具えた対等な交流を進め、相互の理解を通じて相互に協力し合うべきであろう。

注

(1) 日本統治より以前は、福佬人の海商(例えば鄭氏一族)が日本人と接触があり、鄭氏支配の時期には、日本は台湾の最大の貿易相手国であった。しかし清朝統治時期には、台湾人と日本人との商業的な往来は極めて少なかった。鎖国前の日本人は台湾にやって来て原住民と鹿皮等の取引活動を行なったが、清朝統治の時期に入ってから、原住民と日本人は全く接触することもなく、牡丹社事件は少数の原住民部落に関係したにすぎない。とりわけ重要なのは、日本統治開始後は、島の原住民と漢民族に対しては分治の政策がとられ、両者の適用される法律は異なり、日本統治当局は原住民に対して、台湾の漢民族に対するより一層同化政策を推し進めたことである。

(2) 例えば張承韜大法官は東北出身で、日本の支配下にあった満州国で若い時代を過ごし、「中国内地と比べると、東北は日本統治下において相対的に安定していたようである」と考えており、日本語の国家試験を通じての外、ほぼすべてが日本人の教師である満州国の長春(当時は新京と称す)の政法大学で法学教育を受けた。談話の中で「このように言っている。『中華民国政府が東北を取り戻した後、東北の人々は奮い立ったのだが、ところが蔑視されているとの感覚をもってしまった。』且つ(こう)言つ。『台湾は日本統治五十年の各種の不平等な待遇を受けはしたが、ところがまた日本の明治維新以来の東西双方の文明に配慮する現代化建設のおかげをこうむり、人々はかなり法を守って事を行ない、勤勉で活発であろうとする。この点について言えば、東北と台湾の間には多くの共通点がある。』東北出身者は自身の歴史経験に基づき、おそ

らくその他の外省人グループに属する人々がどのように日本を敵視するのとは異なるようである。時には本省人グループの人々の日本統治下の状況をかなり理解することさえあるようだ。参照、司法院司法行政庁編『台湾法界着信口述歴史』一一三・一一八・一二三頁、司法院、二〇〇四年。

(3) 参照、王泰升『台湾法律史概論』二二・二五頁、元照、二〇〇四年第二版。

(4) 筆者はもちろん台湾法文化の中に「中国の要素」があることを肯定しているが、本稿は「日本の要素」にのみ限定して述べるので、中国の要素の部分については論じない。王泰升前掲注(3)著九 一一頁。

(5) 「元朝政府」、「明朝政府」或いは「清朝政府」の概念は、一種の一九世紀以降の東アジアに影響を与え始めた西洋人の「主権国家」、「政府継承」の概念を以て、今の中国(中華人民共和国)という国家を後から描くもので、ある歴史的時間の中で存在した政権においては、当時のその地の人々がこのような概念を持っていたとは考えられない。事実上「日本」と言っても、同様に後から今の西洋主権国家理論によって打ち立てられた日本国を以て、その地に以前あった政権と人民の活動を描くものである。

(6) 関連する史実及び参考資料については、参照、王泰升『台湾日治時期法律改革』二四・二五頁、聯經、一九九九年。

(7) 王泰升前掲注(6)著、四五 五九頁。

(8) 詳しくは、王泰升「日治時期台湾特別法域之形成與内涵 台・日的・一國兩制」(同『台湾法律史的建立』自刊、一〇一 一五八頁、一九九七年)。

他に日本の台湾での法制を、植民主義に立つての考察において強調する論者がいる。参照、黄靜嘉『春帆樓下晚瀟急：日本對臺灣殖民統治及其影響』台湾商務印書館、二〇〇二年。

(9) 参照、臨時舊慣調査會『台湾私法』(第三卷下)七五 七七・一二一・一二三頁、臨時舊慣調査會、一九一一年。

(10) 例えば一八八七(光緒一三)年に台湾にキリスト教を伝えた台南教士会が、清朝統治の台湾の漢人社会でしばしば見られた身売り金と交換で螟蛉子或いは養女をもちょうごに対して、機関紙の「教会報」に載せる掲示として、勤勉な信徒は子供を他の家に売ったり、やったりしてはならないとの決議をした。参照、賴永祥『教會史話』(四)九一頁、人光、一九九八年。この問題については、『台南教士會議事録』(一八七七 一九一〇)の記載を参考に、さらに研究が深まることを待ちたい。当議事録については本注文献九頁参照。

(11) 参照、王泰升前掲注(6)著一六 二〇頁。

(12) 参照、王泰升前掲注(3)著一〇九 一一四頁。

(13) これらの論点及びその論証の過程は、すでに筆者は他の専門書或いは論文中で詳述しているので、今回は本稿で再び詳しく論ずることはせず、重複を避けたいと思う。但し注においてその専門書或いは論文の関連するページを記すことで責を果たすこととする。

(14) 例えば今日も依然として多くの台湾人が日本式の発音「西服」で西洋から伝わった服装を呼ぶのは、これはもちろん日本統治を受けたための「日本の要素」である。しかしそれは西洋文明に関わる産物に基づくものでまた「西洋の要素」とも言いうる。但し日本人が台湾に持ち込んだものは、また日本の固有文化に属するところも多く、或いはもとは中原文化の影響を受けるところのものもあるので、これらの部分は西洋文明と無関係ということになる。

(15) 「司法」は一般性のある法律規範を個々の事案に適用し、法的判断をすることをいい、「裁判」は訴訟制度に従い、裁判官が原告・被告を拘束する法的判断をするものであるが、糾問者により糾問をやりおえた後に判断或いは指示をするものではない(糾問される者は罪を認めること「自白」或いは従うことを示さねばならない)。

(16) この問題に対しては、ここでは簡単に答える。台湾は日本統治時期に形式上ある程度立憲主義制度を持っていた。しかし一般の人々はやはり強い立憲主義の観念はもたず、それには基本権が補償を受けるべきとの観念を欠くことを含んでいた。参照、王泰升前掲注(3)著一五三 一五六頁、王泰升『自由民主憲政在台灣の實現：一個歴史的巧合』、『台湾史研究』一一卷一期)一七六 一八六頁、二〇〇四年六月。

(17) 一八九五年六月一七日、日本政府は台北城で「始政」を宣布し、直ちに台湾人が日本の役所に「民事訴状」を提出したため、台北県の知事は「民事訴訟処理規則」を制定する必要があると考えた。参照、『台湾總督府檔案』明治二八年、永久保存、第十六門司法、民事、四十三、「台北縣民事訴訟取扱規則」。しかしながら同年八月六日から、日本政府は台湾で「軍政」を実施したため、同年一月に設置した「台湾總督府法院」は、審判・検察の区別があり、近代型法院の令状(例えば召喚状、勾引状、勾禁状、呼出状、送達状等)を使うといえど、裁判権は軍令権をもつ總督に属することになった。それゆえに「軍事法廷」となり、一般的な法院ではなくなったが、一八九六年三月三一日になると軍政はようやく終了した。民政時期に入った後は、一八九六年五月一日の律令第一号により構成された台湾總督府法院が、司法裁判権を有

する近代型法院となった。令状に関しては参照、『台湾總督府檔案』明治二八年、永久保存、第四門文書、公文規程、一、「法院令状其他書式」

- (18) これらの法制の制定理由、規範内容、官の側の実際の運用状況については、筆者は以前詳論したので、ここでは省略する。参照、王泰升前掲注(3)著二二三、二二七、二六三、二六六、三三三、三三四、三三〇、三三三頁。地方政府の調停課の官員が事件事実を糾問で引き出した後になす「裁断」については、法律上は糾問された紛争当事者が同意して始めて和解が成立するが、ところが執行を強制したかのような調停の筆録が残されている。上級警察の担任する即決官により、糾問で事件事実を引き出してすべくに断罪するには、法律の手続き上はやはり即決を受ける人の同意が必要であり、もしそれに服したくない場合は、法院に正式裁判を請求できる。ゆえに民事訴訟の調停によるか或いは犯罪即決によるかに関わらず、いずれも厳格な意味での「裁判」手続を通していかないことになる。

- (19) 参照、王泰升前掲注(6)著九九、一〇三頁、表三七。
この点はこれまで日本統治時代の法院の訴訟と調解を論じる者が重視してこなかった。例えば林端『儒家倫理與法律文化：社會學觀點的探索』二二七頁、巨流、一九九四年。

- またアメリカの学者 M. Moser は日本統治時代に、第一審の民事訴訟事件の数が行政争訟の調停事件より多いことに注目している。しかしそれは法院の督促手続によって紛争を解決したものを「法院の使用」に含めていないので、法院を使用した事件を少なく見積もっている。参照、MICHAEL MOSER, LAW AND SOCIAL CHANGE IN A CHINESE COMMUNITY: A CASE STUDY FROM RURAL TAIWAN 28-29 (Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publication) (1982)。
(20) 警察機関の即決宣言に服したくない者は、法に基づき法院に正式の裁判をなすことを請求できるが、事実上は警察の威嚇の下にあつて、一般の人々が法院での裁判を請求することは少なかった。しかし本稿は少し後の箇所ので法院に裁判を請求した例を挙げた。(後述「子供の立小便裁判」)。参照、王泰升前掲注(6)著二二二頁。

- (21) 参照、王泰升前掲注(6)著二二七、二二〇頁。

- (22) 参照、王泰升前掲注(6)著二二三頁。

- (23) この新聞の編輯人は石川源一郎、発行人は山下秀實、印刷人は山水英太郎であるが、皆日本の内地から台湾に渡ったばかりの者にちがいない。政治大学歴史所修士の呉俊瑩君がこの史料を提供してくれたことに感謝する。

- (24) 台湾大学の所蔵する「淡新檔案」の中のとどのような事件を見ても、両者が違ふことはすぐわかる。参照、王泰升前掲注(3)著七二頁。

- (25) 日本統治時代の「旧瓶装新酒」のやり方とその事例に関しては、参照、王泰升前掲注(6)著二一九、三三八頁。

- (26) 『台湾新報』明治一九年九月三日、第一版。

- (27) 『台湾新報』明治一九年一月二六日、第一版。

- (28) 『台湾新報』明治一九年一月三日、第一版。

- (29) 『台湾新報』明治一九年一月二六日、第一版。後に「辯護士」といいうい方に「辯」の字を用いるが、この時は「辨」を用いている。

- (30) 『台湾新報』明治一九年一月二六日、第一版。その外にも同じような言い方で小林勝民が「辨護人」を担当したことに感謝するものがある。『台湾新報』明治一九年一〇月一七日、第四版。

- (31) 『台湾新報』明治一九年二月五日、第一版。広告者自称「辨護士富田庄藏」。

- (32) もとの台湾總督府法院が作成し保存した司法文書のうち、台北地方法院民事・刑事部分、新竹地方法院民事部分、台中地方法院民事・刑事部分、嘉義地方法院民事部分、そして高等法院の最後の三年の民事判決原本が、二〇〇〇年以降次々と発見され、「日治法院檔案」と総称されている。現在整理中であり、将来は学界に公開できることを希望している。参照、王泰升「日治法院檔案的保存與利用」(国立台湾大学法與社会研究中心と台湾法律史学会主催「日治法院檔案案編輯研討會」にて発表)二〇〇四年二月八日。このシンポジウムでは、陳昭如、李承機、曾文亮、沈靜萍、王志弘が本檔案と関わる文章を発表しており、非常に参考になる。また筆者の報告原稿はそのまま松平徳仁氏によって日本語に訳され、「旧台湾總督府法院司法文書の保存と利用」として、林屋礼二・石井紫郎・青山善光編『明治前期の法と裁判』(二〇〇三年)に掲載、四一六、四四一頁。

- (33) 明治三十七年七月二九日第五號判決、参照、『台法月報』第六号、一一九頁、一九〇五年一月。

- (34) 参照、中島利郎・宋宜靜編、『台法月報』総目録五、一八頁、録蔭書房、一九九九年。その発行社は「台法月報社」である。

- (35) 同前注凡例 i 頁、本文三三、五六七頁。

- (36) 参照、高淑媛「日治前期台湾總督府之企業管理政策」(『台灣史研究』二二卷一期、二〇〇五年六月)四九頁。
- (37) 例えば一九二二年、林呈祿が日本人の渡辺竹次郎の著書を漢文に訳し、「和文漢文台灣土地登記申請手續心得」として刊行している。一九二〇年代には、台湾總督府はまた治安警察法、治安維持法等統治秩序に関わる法律を漢文に訳して発行している。
- (38) 劉克明「國語對譯 台語大成」一〇二一六〇頁、一九一六年初版、新高堂、一九二五年第六版。台湾大学法律研究所 修士陳韻如君がこの史料を提供してくれたことに感謝する。
- (39) 『台灣民報』第一號、一六二一七頁、一九一三年四月十五日。
- (40) 日本政府が台湾で進めた「法の近代化」改革の動機は、自己に利するためであり、常に日本帝国に最も利があると考え、これに基づいて行動した。詳細は参照、王泰升前掲注(6)著八六—一七頁。また参照、王泰升「台灣法的近代性與日本殖民統治」(『台灣法的世紀變革』元照、二〇〇五年)三九—六九頁。
- (41) 台湾總督府法院、日治法院檔案、台中地方法院刑事類の「機密文書」は、台北の司法官訓練所図書室に所蔵。
- (42) まず主題、続いて原告と被告の姓名等の人についての資料、さらに「請求の目的」、「請求の原因事実」、「特定の申立て」、「証拠方法」に分けて小見出しをつけ各々述べ、最後に年月日、原告の姓名を記し、そして印を押し、上呈「台湾總督府 乃木希典殿」とする。
- (43) この文はもとは「懶書」を筆名として、一九二六年二月四日の台湾民報に発表された。もとの題名は「一桿・仔」であった。
- (44) 許俊雅編『日據時期台灣小説選讀』一七一—一九頁、萬卷樓、一九九八年。
- (45) 犯罪即決例(律令)の規定によれば、即決の犯罪の種類は三つあり、その中の一つは「主刑三個月以下の重禁錮或いは百圓以下の罰金に処すべき行政諸規則に違反するの罪」であり、この小説の述べる状況はこの構成要件と完全に一致する。犯罪即決手続及びその要件については、参照、王泰升前掲注(6)著二二三—二二五頁。
- (46) 参照、王泰升前掲注(6)著二二七—二二〇頁。
- (47) 参照、許俊雅「日據時期台灣小説研究」四一九—四二〇頁、文史哲、一九九五年。
- (48) 参照、馬漢寶「法律・道德與中國社會的變遷」(『台大法學論叢』一卷一期、一九七一年一〇月)二頁。

- 漢人の古籍の中、『尚書』では「惟作五虐之刑、曰法」、爾雅・釋詁」では「刑、法也」、説文解字」では「法、刑也」とする。インド・ヨーロッパ語系の例えばギリシア、ローマ、ゲルマン等の語族の中では、「法」の字と「刑」の字は関係がなく、西洋語中の「法」の字は後に、「權利」と訳された「δίκη」と大体同じ読みがなされ、正義・衡平の意味をもつ。今日の日本語及び華語の中の「法」は、一九世紀の後半以降は、国家制度全体において西洋式に改められた。即ち学術界で言うところの「法の(近代)西洋化」であり、意味の上で西洋の「法」に対する定義(即ち「法が「權利」にほぼ等しく、「正義」の意味を表わす)に従って改められた。そして二度と伝統中国文化の中の「刑」と等しい文字となることはなかった。参照、梁治平「尋求自然秩序中的和諧 中國傳統法律文化研究」(中国政法大学出版社、一九九七年)三三—三五頁。
- (49) 頼和は一九二〇年代を背景とする自伝式小説でこのように書いている。警察が、講演者が「彼の威厳を冒瀆したと考えたとしても、法の範囲内ではいわれもなく罪とし、彼の処理に任せることはできない。」且つ「こつも言つ。」支配階級は……法の尊厳を慮り、理由なく講演団体を解散することはない。」参照、李南衡編『日據下台灣新文學明集1 頼和先生全集』三三五頁、明潭、一九七九年。
- 頼和が一人の一般人の口を借りてこのように言っていると考える論者もいる。即ち「法は一般人がその通りに従うもので、もし役人も拘束を受けるなら、これほど多くの経費はかけようとしなだろつよ。」参照、許俊雅前掲注(47)著四一—八頁。もとよりかくの如きであるが、しかしまたまさに作者の頼和がすでに役人もまた拘束を受ける「べき」という近代的觀念をもっているからこそ、日本統治当局が法の拘束を受けるつもりがないことを批判しているのがわかるのである。参照、許俊雅前掲注(47)著四二—四三頁。
- (50) 参照、許俊雅前掲注(47)著四二—四三頁。
- (51) 李南衡編前掲注(49)著三—三三頁。
- (52) 参照、許俊雅前掲注(47)著四三—四三六頁。
- (53) 台湾人作家の吳濁流は、植民地検察官にかなり肯定的な評価を与えている。参照、吳濁流著・鍾肇政譯『台灣連翹』六一—六四頁、南方叢書、一九八七年。
- (54) 『台灣民報』第二三三號、一九二六年二月二日。この史料は政治大学歴史系蔡幸穎二〇〇四年度「台灣法律史專題」の期末報告の附録部分より得た。

- (55) 筆者はすでに度々この点について論じている。参照、王泰升「台湾戦後初期の政權轉替與法律體系的承接（一九四五—一九四九）」、『台湾法的斷裂與連續』元照、二〇〇二年）五五—五八・七八・八九—九三・一〇〇—一〇五頁、王泰升「台湾憲法的故事：從『舊日本』與『舊中國』蛻變而成。新台灣」、『台湾法的世紀變革』元照、二〇〇五年）三〇〇—三〇六頁。
- (56) 中国が清末から民国時代まで、法学教育と弁護士に関し受けた日本の影響について、参照、孫慧敏「從東京・北京到上海：日系法學教育與中國律師的養成」、『法制史研究』三期、二〇〇二年二月、一五七—一九六頁。
- (57) 中国の北洋政府の最終審法院としての大理院は、一九二二年の時点で全体で推事四三人を備し、その中の四〇人までが日本留学の経験者であった。参照、黄源盛「民初法律變遷與裁判」三八頁、自刊、二〇〇〇年。
- (58) 何人かの司法業務に従事し非常に成功した者を例に挙げると、例えば張承韜大法官は時には日本の法学の論文・著作を参考にした。それは彼が東北出身で、若い時に日本語に通じており、満州国の長春（当時は新京）の政法大学で、日本式の法学教育を受けたからである。この外、姚瑞光大法官も常に日本の法学の論文・著作を参考にしていて、民国時代の中国の法学教育は特に独語と日本語を重視しているので、中国の中央政治学校法律系で法学教育を受けたとしても、やはり日本語には通じていたのである。参照、前掲注（2）著一・七・一一五頁。
- (59) 法院の民事訴訟事件の量からの観察である。参照、王泰升前掲注（3）著三三四頁。
- (60) 参照、王泰升「台大法學教育與台灣社會（一九二八—二〇〇〇）」（前掲『台湾法的世紀變革』二二五・三三三頁、二〇〇五年）。
- (61) 台湾大学法律系教師の経歴が、「戦後の台湾から日本への留学」との条件を具えるようになるのは、楊日然教授以降である。参照、王泰升前掲注（59）論文一九〇—一九九頁。
- (62) 参照前掲注（2）著一五四—一五五・一六四—一九八—一九九頁。
- (63) 戦後台湾で司法官の職についた本省人で、日本統治時代に裁判官であった者（例えば洪壽南）或いは弁護士であった者（例えば施炳訓）は極めて少ないが、彼らは当然ながら日本の法律と法学は深く理解していた。しかしさらに多く見られたのは、日本の小学校或いは中学校教育を受けていたため、日本語に精通していたことから日本の法学の論文・著書を読む能力がある者が、中国語の法学の論文・著書を欠く状況の下、自然と日本語文献を参考にしたことであった。陳瑞堂がその例である。また長期にわたって行政法院の評事を務めた黃綠星は、インタビューの中で（二〇〇六年一〇月二七日）「このように、日本語がよくわかるので、行政法院で事件を処理する時は、常に日本の法学の文献を参考にしたが、多くの若く世代の法学者が中国語でドイツ法の論文・著書を論じたものを発表するようになると、中国語の文献を参考にすることがなくなった。このインタビューの記録は現段階では未刊行である。」

- (64) 「J. G. Thompson」次を参照、RAY A. MOORE & DONALD L. ROBINSON, PARTNERS FOR DEMOCRACY: CRAFTING THE NEW JAPANESE STATE UNDER MACARTHUR (New York: Oxford University Press) (2002)
- (65) ALFRED C. OPLER, LEGAL REFORM IN OCCUPIED JAPAN: A PARTICIPANT LOOKS BACK (Princeton, N. J.: Princeton University Press) (1967)
- (66) 参照、王泰升前掲注（3）著二二九・三〇四頁。
- (67) 参照、Richard B. Appleton, Reforms in Japanese Criminal Procedure under Allied Occupation, in LEGAL REFORM IN JAPAN DURING THE ALLIED OCCUPATION: A COLLECTION OF ESSAYS FROM THE WASHINGTON LAW REVIEW Seattle, Wash.: Washington Law Review, 36—65 (1977)
- (68) 納谷廣美解説・訳『GHQ日本占領史』第十四卷（法制・司法制度の改革）五三—五七頁、日本図書センター、一九九六年。
- (69) 刑事訴訟法の改革を進める前最高法院院長林明德氏のインタビューの中で、刑事訴訟手続は日本の改良式当事者進行主義を参考にして改正するつもりであり、それによって法院の事件の源は減少すると述べている。このインタビューの記録は現段階では未刊行である。
- (70) 参照、王泰升前掲注（59）論文一六七—一六八・一八七・一九四・一九六・二五三—二五四頁、王泰升前掲注（3）著三二五—三二九頁。
- (71) 参照、王泰升前掲注（3）著一六三—一六四頁、王泰升前掲注（55）「台湾憲法的故事：從『舊日本』與『舊中國』蛻變而成。新台灣」三七—三八頁。
- (72) この論点についてはかつて他稿で指摘した。参照、王泰升「台湾的法律繼承與對法整備支援的啓發」（日本の名古

屋で開催された、名古屋大学法政国際教育協力研究センター主催「台湾の法継受と日本法の影響」国際シンポジウムにて発表、二〇〇四年六月二六日。）

補記

二〇〇八年六月二七日、名城大学法学研究科と台湾大学法律学院が交流協定を結んでいることから、交流活動の一環として、交流研究会が開催された。

この交流研究会では、台湾大学王泰升教授の講演の後、名城大学の谷口昭教授と松田が研究報告を行なうとの形をとった。講演題目、報告題目は各々以下の通りである。

王泰升 「台湾と近代司法の出会い 台湾総督府文書と日本統治下裁判所文書を素材として」

谷口昭 「日本人の裁判意識から見た法文化」

松田恵美子 「日本の法文化研究にみられる法意識と『近代』」

王教授の報告は日本統治時代の台湾総督府と裁判所に関わる様々な資料をパワーポイントを使って紹介しつつ行なわれ、視覚に訴える大変刺激的なものであった。

そこでこの交流研究会を記念する意味も含めて、王教授のすでに活字化されている論稿「台湾法律文化中的日本因素：以司法層面爲例」（『政法法学評論』九五、二〇〇七年）を訳出したいと考え、王教授にお話したところ快諾いただけました。本論稿も日本統治時代の台湾における史料を活用したものであり、交流研究会の王報告の一端を感じ取ることができる。また新聞の漢文欄の記事や、当時の小説に注目する王教授の視点も興味深いものである。

なお谷口報告の内容の一部は「寛文期における地域社会と幕府評定所」（『三重県史研究』二三、二〇〇八年）として公表されており、松田報告については、同名論文が『名城法学』五七 一・二（二〇〇七年）に掲載されている。